

○上尾市ネーミングライツ事業実施要綱

令和元年6月21日市長決裁

改正

令和5年3月16日市長決裁

上尾市ネーミングライツ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の自主財源を確保するため、市が所有する公共施設等の愛称を決定する権利を市と契約した法人に付与することその他のネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「ネーミングライツ事業」とは、市と法人との契約により、市が所有する公共施設等において条例、規則等（以下「条例等」という。）で定める名称に代えて使用することができる愛称（以下単に「愛称」という。）を新たに命名し、当該法人から命名することに対する対価（公共施設等で利用可能な物品の納入、役務の提供等（第14条第2項及び第15条第1項において「物品の納入等」という。）を含む。以下「ネーミングライツ料」という。）を得るための事業をいう。

(基本原則)

第3条 ネーミングライツ事業は、市が所有する公共施設の設置の目的、市が実施する事業等に支障を生じさせない方法により実施するとともに、当該公共施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及びネーミングライツ事業の推進における公平性を損なわないように実施しなければならない。

2 ネーミングライツ料については、原則として、市が所有する公共施設等の運営及び維持管理に役立てるものとする。

3 市は、ネーミングライツ事業に係る契約（以下単に「契約」という。）を法人と締結している期間は、市が所有する公共施設等の愛称を使用するものとする。ただし、条例等に規定されている公共施設等の名称については、変更しないものとし、必要に応じて条例等に規定されている名称を使用することができるものとする。

(対象となる公共施設等)

第4条 ネーミングライツ事業の対象となる公共施設等（以下「ネーミング

ライツ媒体」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 本市が設置した地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設
- (2) 本市が主催するイベント、講座等の事業
- (3) その他市長が認める媒体
(規制する事業等)

第5条 次に掲げる事業等を営む法人は、契約の相手方(以下「ネーミングライツパートナー」という。)となることができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類似する事業
- (2) 消費者金融に関する事業
- (3) 法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為に関する事業
- (4) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業
- (5) 私的な秘密事項の調査に関する事業
- (6) 政治性又は宗教性のある事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長がネーミングライツパートナーとして適当でないと判断した事業

2 次に掲げる法人は、ネーミングライツパートナーとなることができない。

- (1) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生又は会社更生法(平成14年法律第154号)による更生の手續中の法人
- (2) 国税又は地方税を滞納している法人
- (3) 各種法令に違反している法人
- (4) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない法人
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う法人
- (6) 上尾市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成6年7月26日市長決裁)第2条第1項又は第2項の規定により入札参加停止の措置を受けている法人

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長がネーミングライツパートナーとして適当でない判断した法人

(ネーミングライツ事業の種類)

第6条 ネーミングライツ事業の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 特定募集型 市が選定したネーミングライツ媒体ごとに、募集方法、ネーミングライツ料、ネーミングライツパートナーの選定方法その他必要な事項を定めて法人を募集するもの

(2) 提案募集型 市が選定したネーミングライツ媒体以外のネーミングライツ媒体について、法人からネーミングライツ事業の提案を募集するもの

2 市長は、前項第2号に規定する提案募集型により法人からネーミングライツ事業の提案があった場合において、上尾市ネーミングライツ事業審査委員会（上尾市ネーミングライツ事業審査委員会設置規程（令和元年上尾市訓令第1号）第1条に規定する上尾市ネーミングライツ事業審査委員会をいう。以下「審査委員会」という。）において審査し、その提案が適当であると認めるときは、当該提案をした法人をネーミングライツパートナーとして決定し、ネーミングライツ事業を実施することができる。

3 前項の規定による審査委員会の審査の結果、当該提案が第1項第1号に規定する特定募集型により募集することが適当であると市長が認めるときは、同号に規定する特定募集型により募集することができる。

(愛称の使用期間)

第7条 愛称を使用することができる期間は、3年以上5年以下の期間とする。ただし、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者が管理している公の施設については、その指定の期間を考慮し、適切な期間を設定することができる。

(愛称の範囲)

第8条 ネーミングライツ事業により使用する愛称は、公共施設等にふさわしいものであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の観点から市民の理解が得られるものであり、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 通常使用する漢字、片仮名、平仮名又はアルファベットにより表記

することが可能なもの。ただし、企業のロゴ、マーク等は除く。

(2) 第三者の商標権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権等の知的財産権を侵害するおそれのないもの

(3) 市が推奨している等の誤解を招くおそれのないもの

(費用の負担区分)

第9条 ネーミングライツ事業の実施に当たり、市は、市ホームページへの掲載及び市広報等の発行に要する費用を負担するものとし、ネーミングライツパートナーは、看板及び標識等（以下「看板等」という。）の設置に要する費用を負担するものとする。

2 契約の期間の満了又は当該契約の解除に伴うネーミングライツ媒体の原状回復に要する費用は、ネーミングライツパートナーがその負担をするものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長及びネーミングライツパートナーは、協議により、同項に規定する費用の負担区分を変更することができるものとする。

(募集)

第10条 市長は、ネーミングライツ事業の実施に当たり、ネーミングライツ媒体ごとにネーミングライツ料その他ネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項について定めた募集要項を作成し、市ホームページ又は市広報への掲載等により広く募集するものとする。

(応募)

第11条 第6条第1項第1号に規定する特定募集型の応募又は同項第2号に規定する提案募集型の提案をしようとする者は、上尾市ネーミングライツ事業申込書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 法人の登記事項証明書

(2) 会社概要及び直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書

(3) 法人の代表者印の印鑑証明書

(4) 国税及び地方税に滞納のないことの証明書（直近1年分のものであり、発行日から1か月以内のものに限る。）

(5) 愛称に商品名等を使用する場合にあっては、当該商品等の概要の分

かるもの

(6) その他市長が必要と認める書類

(優先交渉権者の決定等)

第12条 市長は、前条の規定により申込書の提出を受けたときは、当該申込書を提出した者（第6条第1項第2号に規定する提案募集型の提案であって、同条第2項の規定によりその提案が認められた者を除く。以下この条において「応募者」という。）のうちから審査の上、優先して市と交渉する権利を有する者（以下「優先交渉権者」という。）を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、契約の期間の満了後に当該媒体に係る優先交渉権者を決定しようとする場合には、当該媒体におけるネーミングライツパートナーの実績等を勘案して、優先交渉権者を決定することができる。

3 第1項の規定により優先交渉権者を決定する場合において必要があると認めるときは、審査委員会において審査することができるものとする。

4 市長は、第1項又は前項の規定により優先交渉権者を決定したときは、上尾市ネーミングライツ事業優先交渉権者決定通知書（第2号様式）により通知し、当該優先交渉権者と契約に係る必要事項について協議を行うものとする。

5 市長は、前項の規定による協議が整わなかったときは、次点の順位に応募者と協議を行うことができるものとし、当該協議が整わなかったときも、同様とする。

6 市長は、優先交渉権者以外の応募者に対し、上尾市ネーミングライツ事業結果通知書（第3号様式）により審査結果を通知するものとする。

(契約)

第13条 市長は、前条第4項又は第5項の規定による協議が整った場合は、当該優先交渉権者と契約を締結するものとする。

(ネーミングライツ料の納入)

第14条 前条の規定により市と契約を締結したネーミングライツパートナー（以下「契約ネーミングライツパートナー」という。）は、ネーミングライツ料を金銭により納入するときは、市長が指定する期日までに、市長

が発行する納入通知書によりネーミングライツ料を年度ごとに当該年度分を一括で納入しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツ料を物品の納入等により納入するときは、契約を締結した後、速やかに、市長と協議し、当該協議により決定した日までにネーミングライツ料を納入するものとする。

(ネーミングライツ料の返還)

第15条 市長は、契約ネーミングライツパートナーの責めに帰さない事由により契約を解除したときは、納入済みのネーミングライツ料の全部又は一部を当該ネーミングライツパートナーに返還するものとする。ただし、当該ネーミングライツ料が物品の納入等により納入されたものである場合にあっては、当該契約ネーミングライツパートナーと協議の上、その返還について決定するものとする。

2 前項に規定するネーミングライツ料の返還については、当該年度に納入されたネーミングライツ料から契約を解除する日の属する月までのネーミングライツ料（当該年度に納入されたネーミングライツ料を12で除した額に、契約解除を行うまでの月数を乗じて得た額）を差し引いて返還するものとする。

(契約の解除)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 指定する期日までに契約ネーミングライツパートナーがネーミングライツ料を納入しないとき。
- (2) 契約ネーミングライツパートナーが各種法令の規定に違反したとき。
- (3) 契約ネーミングライツパートナーの社会的な、又は経済的な信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

2 市長は、前項の規定により契約を解除したときは、上尾市ネーミングライツ事業契約解除通知書（第4号様式）によりネーミングライツパートナーに通知するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、ネーミングライツ事業の実施に関

し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

第1号様式（第11条関係）

上尾市ネーミングライツ事業申込書

年 月 日

(宛先)

上尾市長

団 体 名 _____

住所 (所在地) _____

代表者職氏名 _____ 印

上尾市ネーミングライツ事業実施要綱第11条の規定により、次のとおり応募します。

対象媒体及びその名称	公の施設 ・ イベント等 ・ その他 ()	
事業の種類	施設特定募集型 ・ 提案募集型	
希望する愛称		
希望する愛称の理由		
愛称の使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
ネーミングライツ料	【金銭の納入】 年額 円 (内消費税額等 円)	
	【物品の納入・役務の提供】	
応募の動機		
備考		
担当者 連絡先	氏名	
	部署・役職	
	電話番号	
	E-mail	

(添付書類)

- 法人の登記事項証明書
- 会社概要及び直近3事業年度の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）
- 印鑑証明書（法人の代表者印）
- 国税及び地方税に滞納のないことの証明書（直近1年分。発行日から1か月以内のものに限る。）
・市税、所得税、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- 愛称に商品名等を使用する場合、当該商品等の概要の分かるもの
- その他 ()

第2号様式（第12条関係）

第 年 月 日 号

様

上尾市長



上尾市ネーミングライツ事業優先交渉権者決定通知書

年 月 日付けで応募のありましたネーミングライツ事業について、次のとおり決定しましたので通知します。

対象媒体及びその名称	公の施設・イベント等・その他（ ）
愛称	
愛称の使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
ネーミングライツ料	【金銭の納入】 年額 円 (内消費税等 円)
	【物品の納入・役務の提供】

※ 通知書の受領後、市と契約に係る協議の手続を行ってください。

第3号様式（第12条関係）

第 年 月 日
年 月 日

様

上尾市長

印

上尾市ネーミングライツ事業結果通知書

年 月 日付けで応募のありましたネーミングライツ事業について、誠に残念ですが落選となりましたので通知します。

対象媒体及び その名称	公の施設・イベント等・その他（ ）
希望する愛称	

第 4 号様式（第16条関係）

第 4 号様式（第 1 6 条関係）

上尾市ネーミングライツ事業契約解除通知書

第 号
年 月 日

様

上尾市長



年 月 日付け 第 号で決定したネーミングライツ事業について、次の理由により契約を解除し、愛称の使用を終了しますので、上尾市ネーミングライツ事業実施要綱第 1 6 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 対象媒体及びその名称

対象媒体：公の施設・イベント等・その他（ ）
名 称： _____

2 解除の年月日 _____ 年 月 日

3 解除の理由 _____